

道州制推進フォーラム議事録

平成25年3月31日（日） 14:00～16:00

時事通信ホール

司会 主催者を代表して、村井知事に開会挨拶をちょうだいいたします。よろしくお願いいたします。

村井知事 ご紹介いただきました、道州制推進知事・指定都市市長連合の共同代表を務めております、村井でございます。一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、われわれ連合が主催、そして、経済3団体の皆様に共催をしていただきまして、開催するフォーラムでございます。年度末の、しかも日曜日にもかかわらず、また、外が大変寒い中にもかかわらず、大勢の皆様にお集まりをいただきました。まことにありがとうございました。また、各政党の責任者の皆様には、大変お忙しいところ、公務のご多忙にもかかわらず、フォーラムに積極的に参加をしていただきました。心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今、世界は大変なスピードで、どんどん移り変わっております。情報化の進展によって、その日その日が、毎日目まぐるしく世の中が変わり、また、その情報があつという間に世界を駆け巡る、そのような時代になったわけでございます。日本としても、国家としてスピーディーに物事を決断していかなければなりません。しかしながら、国の動きを見ておりますと、どうしても内政にその重きを置かざるをえないような状況になっております。

2年前の東日本大震災。大変政府の行動が遅かったと批判を受けました。私は被災地の知事として、ずっと国と調整をしておりましたけれども、国会議員の皆さんは、与党も、野党も、また政府の皆さんも、官僚の皆さんも、懸命になって一生懸命復旧・復興のために汗を流していただいたわけでありまして。本当に徹夜で頑張っていたいただきました。しかし、どうしても遅いという批判があったわけでございます。

それは決して、今、紹介した皆様が怠慢であったわけではなく、やはり日頃からあまりにも国の役割、仕事の量が多すぎて、あのような大きな災害があっても、細かいことまでチェックをしながら災害対応しなければならなかった。その結果、対応が後手に回ってしまったのではないかと、このように私は感じた次第でございます。

そのような意味で、世界のスピーディーな動きについていくためにも、やはり私は、国の負担をもっともっと軽くする。言い換えれば、地方がその役割の多くを担わなければならない、そのような時代に来たのではないかとこのように考えております。

道州制は、明治維新以来のこの国のフルモデルチェンジです。大改革です。従って、当然この議論を始めますと、賛否両論、国論を二分する、大変大きな議論になってくるかと思いますし、百花繚乱、いろいろな意見が出てくるのも間違いございません。しかし、今

言いましたような視点を見間違わずに、しっかりと議論をしていけば、必ずいい終着点を見つけることができるのではないかと、私はこのように思っております。

いろいろなかたにこの道州制の話をしていまして、すぐ市町村の合併と同じように、都道府県の合併で終わるのではないかとというような意見を言われるかたがおられます。私はそのようなかたには、「全く違うんです。市町村の合併は、今の枠組みの中で市町村の規模を大きくする。しかし、道州制というのは国と地方の役割を全く分けてしまう、そういうものであります。従って、いい道州制になったならば、州知事や、あるいは基礎自治体の長が、国に陳情や要望に行くことがなくなります。そういう姿を目指す。そういう道州制にしなければなりません」と、そのようなお話をさせていただいているわけでありまして。

先の衆議院選挙で、ここに書いてございます五つの党の皆さんは、政権公約やマニフェストに、道州制を推進する、あるいは検討するというようなことを書き込まれたわけでございます。そのようなことで、いよいよその基本法・推進法というようなものが、今国会で提出されるのではないかとというようなことを側聞するようになってまいりました。

そこで、今日は、法案の提出前に、各党の代表者のかたたち、責任者のかたたちにお越しさせていただいて、いろいろご意見を聞く場を設けたわけでございます。今日のこのフォーラムが実りあるフォーラムとなりますように、ぜひとも皆様、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、この会場をご提供いただき、また、いろいろな形でご支援をいただきました時事通信社様、そして、コーディネーターの大役をお引き受けいただきました上崎様に、心より感謝を申し上げます。共同代表としてのご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。そして、最後までよろしくお願い申し上げます。

司会 村井知事、ありがとうございました。それでは、皆さん、ご降壇ください。

次に、日本経済団体連合会副会長で、道州制推進委員会委員長の、三菱東京UFJ銀行、畔柳信雄様から、共催者を代表してご挨拶をちょうだいいたします。畔柳様、よろしくお願い申し上げます。

畔柳委員長 ご紹介いただきました、経団連で道州制推進委員長を務めております、畔柳でございます。

本日は、本当に日曜日にもかかわらず、大変多くのかたがたにお集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。また、各党の政策責任者の皆様がたに対しましても、政務のお忙しい中をお越しいただきまして、感謝申し上げます。

開会に当たりまして、共催者を代表いたしまして、一言ご挨拶させていただきます。皆様もよくご存じのとおり、わが国経済はここへ来て、行きすぎた円高の是正、あるいは緊急経済対策の策定などと相待ちまして、ようやく回復の兆しが見られるようになってきておりますけれども、わが国経済を、本格的な、自立的な回復軌道に乗せていくためには、

今まで以上にスピード感を持って成長政策を実施に移していくとともに、地方の活力をいかに発揮できるように、国、地方の統治制度を抜本的に見直すことが不可欠であると存じます。とりわけ国と地方の二重、三重行政による無駄を排除して、行財政の効率化を進めることで、新たな成長の財源を確保する一方で、各地域の強みを生かした独自の成長政策などを実践できる体制を整備することが、喫緊の課題であると経済界としては考えております。

こうした改革の究極の姿が経済会としては道州制であるという考えのもとに、かねてからその実現に向けた取り組みを展開してまいりました。具体的には、経団連、日本商工会議所、経済同友会の3団体によりまして、道州制を推進する国民会議、これを設けまして、昨年6月は「道州制実現に向けた政治のリーダーシップを」と題するアピール文を採択するなど、早期の実現を訴えかけてまいりました。

また、お手元の資料でございますとおり、小冊子や機関誌での広報などを通じまして、国民的な議論の喚起を図る一方、去る14日には緊急提言を取りまとめまして、新藤総務ならびに道州制担当大臣をはじめ、関係方面に対しまして、今次、通常国会における道州制基本法の成立を働きかけております。もちろん、その前提となります地方分権改革についても取り組んできておりまして、中でも、国の出先機関から地方公共団体への権限、財源、人員の移譲を訴えてきたところでございます。

こうした結果、総選挙を受けて発足した自公政権の連立の合意では、道州制の推進が盛り込まれました他、道州制担当大臣が設置されるなど、道州制実現に向けた気運がいつになく高まってきております。各地域レベルの取り組みということでも、広域連合の形成や大阪都構想など、これが進んできておりまして、本日の主催者であります道州制推進知事・指定都市市長連合が発足するなど、道州制への道筋が一步一步踏み固められてきているところであるかと考えております。

いずれにいたしましても、道州制という、国を挙げた大改革への道を切り開くには、何より政治の強いリーダーシップの発揮が不可欠でありまして、7月の参院選を見据えて、本日開催されるフォーラムはまさに時宜を得たものであると存じます。各党の道州制の政策責任者のかたがたをはじめ、主要な知事、市長の皆様が一堂に会して、各党のスタンスや意気込みはもちろん、国、道州、基礎自治体の役割分担から、道州制の導入に向けた具体的な課題に至るまで、有意義な議論がなされるものと大いに期待をしております。

このフォーラムが、道州制の実現に向けた各党連携のホウゴとなって、より一層道州制の議論が進展することを祈念いたしまして、私の開始の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

続きまして、政治家の立場から道州制を推進していらっしゃる主要5政党の責任者より、道州制に対する見解や主張を伺います。各政党の皆様はご登壇願います。

それでは、参加者のかたがたをご紹介します。自由民主党、道州制推進本部事務局長代理の、磯崎陽輔参院議員。

磯崎議員 よろしくお願ひします。

司会 民主党、政策調査会副会長の、尾立源幸参院議員。

尾立議員 こんにちは。

司会 日本維新の会、道州制基本法推進プロジェクトチーム座長、松浪健太衆院議員。

松浪議員 よろしくお願ひします。

司会 公明党、道州制推進本部事務局長の、遠山清彦衆院議員。

遠山議員 よろしくお願ひします。

司会 みんなの党、政策調査会副会長の、寺田典城参院議員。

寺田議員 寺田です。

司会 コーディネーターは、時事通信社、上崎正則解説委員が務めます。それでは、上崎さん、よろしくお願ひいたします。

上崎解説委員 それでは、ここから私が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、道州制に対する各党の政見を明らかにするために、昨年12月の衆院選マニフェストを簡単に振り返ってみることにいたします。今、プロジェクターで映写されております。皆さんのお手元にも同じ資料が配られております。

まず、自民党なのですけれども、道州制基本法制定後、5年以内の道州制実現を目指すとております。昨年9月、道州制推進本部が基本法案の骨子案を公表してありますけれども、それによりますと、国の事務を「国家の存立の根幹に関わるもの」「国家的危機管理、その他、国民の生命、身体、財産を保護するうえで国の関与が必要なもの」「国民経済の基盤整備に関するもの」などに限定して、国家機能を強化するということになっているものです。それ以外の国の事務は道州に移管、国家機能の一部を担うとされて、基礎自治体は従来の都道府県と市町村の権限を併せ持ち、住民に関わる事務については、自ら考え、自

ら実践する主体として構築するとされております。

一方、民主党は、大都市制度の見直し、都道府県から政令市への権限・財源移譲を行ったうえで、中長期的視点で道州制を検討するとしております。

日本維新の会は、政策実例の中で「中央集権体制から道州制に移行する」として、この間に大阪都構想も実現すると主張しております。また、国の役割を絞り込んで機能を強化したうえで、地方の自立を目指すとうたっております。また、新たな財政調整制度ですね、これは地方共有税という名前になっておりますけれども、この地方共有税の創設、あるいは消費税の地方税化を打ち出しております。

公明党は、自民党と同様に、基本法制定後、5年をめどに道州成立を目指す。そして、国、道州、基礎自治体の3層構造へと変革する、分権型道州制を主張しています。国家公務員と国会議員の大幅削減などの行政改革、国会改革にもつなげるということを目的としております。

そして、みんなの党は、すでに1年前、道州制改革基本法案を国会に提出しましたけれども、それによりますと、「都道府県を廃止し、国が本来果たすべき役割以外の事務は道州に移管する。住民の身近な行政はできるだけ基礎自治体が担う」としております。また、マニフェストは、国の立法事項を限定したり、国の出先機関廃止によるスリム化を促したりという内容になっております。道州制移行の時期なのですけれども、これは10年以内を目標としております。

そして、自民・公明両党は道州制の推進について、昨年暮れの衆院選終了後、連立政権合意に盛り込んでおります。

各論の方に入ります。まず、ご質問ですけれども、道州制に移行した場合の国と地方の役割をどう定義しますか。国、道州、基礎自治体の役割分担はどうかについて、各党のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。大変恐縮なのですけれども、お一人様3分間、時間厳守でお願いいたします。それでは、礒崎議員から順に、よろしく申し上げます。

礒崎議員 はい。自民党の礒崎でございます。もう時間がないので、早速お答えに入ります。まず、どのような事務分担になるかと、この道州制を何のためにやるかといいますと、これはやはり地方分権なのです。それをしっかりとやらなければいけない。ただ、これもイメージがだいぶ違っている人がいるのですが、要は国の事務を分割して、それを処理するのが道州なのです。

都道府県の事務は、基本的に基礎自治体の方に行きます。いろいろ例外はありますけれども、そこをしっかりと押さえておかなければいけないのです。先ほど知事さんからも話がありましたけれども、都道府県が集まって、合併して、道州を作る、市町村が合併して基礎自治体を作る。少しそれは違うのです。国がやっている仕事をバンと分割して、それを行うために道州を作るのであって、今の都道府県の事務は、例外はあると思っておりますけれども、ほとんどのものは基礎自治体に行って、今の市町村の事務と一緒にするというのが

われわれの基本的な考え方でありまして、決してこれは、道州制の導入というのは合併ではないということが1点であります。

もう一つは、関与論ということがあまり議論されていないのです。関与論ということとはどのようなことかといいますと、「警察の事務はどこですか」といいますと、これは都道府県の事務。今の話ですね。都道府県です。「消防の事務はどこですか」と言えば、これは、今は市町村の事務です。だけれども、国には警察庁もあれば、消防庁もあるではないですか。これをどのように考えるかというのが関与なのです。

関与はゼロにはなりません。道州に移しても、市町村に移しても、やはり国の関与というのは残っていく分が必ず出てきます。ただ、それを極力縮小していかないと、ただ事務論だけで分割しても意味がないのです。事務は道州の事務だったけれども、実際の権限は国が持っている。基礎自治体に権限は行くのだけれども、実際の権限はやはり国が持っている。これでは全く意味がないので、ここをどのように関与を少なくしていくか。ただ、ゼロにはできません。ゼロにすると今度は、国が全く責任がないではないかという議論が出てくるわけですから。

今、言ったような考え方で、われわれはその二つの問題、国、道州、基礎自治体の事務は、国の事務は基本的に道州に行くのです。そして県の事務は、基本的に基礎自治体に行きます。そして、これを貫く関与をなるべく細かい分にして、できるだけ道州は道州の実践に任せる、基礎自治体は、ほとんどのものが基礎自治体の判断でやっていける、そのような体制を作るのが今後の道州制の在り方ではないかと、基本的に考えているところでございます。

上崎解説委員 はい、ありがとうございました。次に尾立議員、お願いします。

尾立議員 はい。今日はお招きいただきまして、ありがとうございます。民主党を代表してまいりました、参議院議員の尾立でございます。

民主党の政策の1丁目1番地は、実は地域主権改革でございます。これは政権交代をさせていただいて、ある程度進捗をしたのですが、まだ道半ばということと私も認識をしております。

そのような意味で、私どもが今考えておりますのは、磯崎議員がおっしゃったように、国の権限をどこまで地域の皆様がたに下ろしていけるのか、お持ちいただけるのか。また、都道府県の持っているものを、どこまで基礎自治体の下ろせるのか。これに私は尽きると思います。そのような意味で、私どもの基本的な考え方は、まず基礎的な自治体に、しっかりと地域の仕事をさせていただくということでございます。この基礎的自治体というのは人口30万人程度を想定しており、また、政令市並みの権限をさせていただくということでございます。

そのために、われわれは地域主権戦略大綱というものを平成22年に決定させていただき

ました。まずその第一歩としては、基礎的自治体への権限移譲、また、出先機関の原則廃止。それには、ひも付き補助金の一括交付金化。加えて、これは法定化されましたが、国と地方の協議の場を作る。さらには、新しい公共ということで、官でも民でもない、そのようなNPO等を含めた、皆さんがたの共同の場を作っていくということを考えております。

それで、新たな国の形のイメージでございますけれども、考え方としてはやはり *nearer is better*。やはり、住民に近いところでサービスを行うのが一番いいということ。さらには補完性の原則、そして、さらには住民自治の拡大という、このような考え方を、この権限移譲に当たってはしっかりと貫いていきたいと思っております。

今、何度も申し上げますが、道半ばでございます。まずこれをやって、そして、さらにはその先に広域連合、また道州制といったものも、われわれは検討していきたいと思っております。

上崎解説委員 はい。ありがとうございます。次に松浪議員、お願いします。

松浪議員 今日はお招きをいただきまして、ありがとうございます。

私自身もこの間までは自民党に所属をして、こちらの磯崎先生と一緒に、自民党の道州制推進本部の事務局長をさせていただいてきた。機構論としての道州制というものは、維新も全く隔たりはありません。ただ、それが、どのようにこれから大きく機能するのか。やはり、ここにお集まりの皆さん、今日聞いていても、機構論というものはどうしても分かりにくいのです。目に見えてこない。どのように道州制というものが目に見えてくるのかということが、これから問われてくるのだろうと思います。

例えば今、国土交通省の旧建設省部門。これは、国ではどう残るのだろうか。われわれは、極端に言えば、将来的には国交省の中で建設省がなくなっても、内務省建設局ぐらいでやればいいと。ですから、われわれは関西人ですけれども、八ッ場ダムの物事は関東で決めてくださいと。われわれは淀川など、そのようなものはこちらで決めますと。そのために出先機関は、今、建設省にも、国交省にも、6万人の出先の人たちがいますけれども、これのどれだけが道州に移るのか。そしてまた、国会議員が、ここのダムの問題や河川の問題、道路の問題、これを総理にお答えいただくのも、私はきつい時代に来ていると思います。道路法は道州にブレイクダウンする、河川法は道州に渡すというような新たな形を作れば、それぞれの、今 *nearer is better* という話がありましたけれども、近いものは自己決定できるという形ができてくるのではないかと思います。

国会議員も、ですから、今、国会議員の削減の話だけがどんどん進んでいる。これは、あまり私は大義のないことだと思えます。国は、この役割においては、これだけの権限、財源を地方に渡すから、本来は国会議員は半分がいいのですと。大体、出先機関の面々や財源などを考えれば、今、国家の関与は半分以下になると思いますから、それに合わせて

国会議員も半分にする。そのときに国会議員の質というものも、国会議員の数だけを減らすと、皆さんに考えていただきたくないのです。建設族といわれる、建設に詳しい人がいる。国防族という、安全保障に詳しい人たちがいる。国防に詳しい議員さんは、やはり国に残ってください。だから、国会議員が上で、そして道州議会議員が下ということではありません。われわれが考えるのは、金融など、ここの、特に皆さんにまとめになっていたこの役割、安全保障、金融、そして国際関係、外交というものに得意な議員は、国会議員に残ってもらう。

形をしっかりと見せていくのが、これからの道州制だと思います。

上崎解説委員 はい、ありがとうございます。次に遠山議員、お願いします。

遠山議員 はい。公明党の、道州制推進本部事務局長の遠山清彦でございます。

私も公明党は、5年ぐらい前から地域主権型道州制の導入ということを党の公約にしておりまして、皆さんの封筒の中にある、自民党さんの道州制基本法についても、昨年、当時隣の松浪健太さんも自民党だったのですが、一緒に、磯崎、松浪、遠山というのは、そのような意味では同じ法案を作った仲間でございます、ほとんど異論が実はあまりないのです。

今の質問の、国と地方の役割分担を道州制になったらどうするかということについて申し上げれば、皆様に今日配られている資料の中で、村井知事さんたちが作った、去年の7月18日付の行程という提案書が封筒の中にあると思いますが、その資料の最後のところに図表がありまして。国と道州と基礎自治体が、どのような役割分担をそれぞれの政策領域でやるかというイメージが書かれておりますが、大体このイメージでいいのかと私は思っております。

特に国の役割につきましては、今までご指摘がありましたように、外交、防衛、司法、あるいはテロ対策、国家的戦略が必要なもの、皇室・憲法、このようなものに限定をしていく。磯崎さんが先ほどおっしゃったように、国が今やっている事務権限の、かなりの部分を分割して道州に下ろす。

ただし、私は問題を二つ、ここで指摘をさせていただきたいと思います。これはなかなか難しい問題です。

一つは、先ほど磯崎さんがおっしゃったように、今、都道府県がやっている事務権限の大半を、基礎自治体、つまり今の1,700余りの市町村に下ろすと言っていますが、人口規模が、例えば私の地元は九州、沖縄ですけれども、人口が500人の村もありますし、1万5,000人の町もあるわけです。そこが都道府県の事務をできますかといいますと、なかなかこれは難しい。そうなると、民主的に言わなくても、このイメージの道州制をやるということは、1万5,000や3万人の人口の自治体は全部合併して、先ほど尾立さんが30万と言いましたけれども、30万から40万の基礎自治体に全部まとまっていけないと、都道府

県の事務を受け取れないという問題が内包されております。ここをどうするかですね。ですから、多くの市町村会の幹部のかたがたが道州制に反対しているというのは、この点にあるわけです。ここをどのように、われわれ道州制推進の立場から議論をして乗り越えていくかということが、大きな論点の一つかと思えます。

もう1個の論点は、この村井知事さんたちの提案の中をじっくり読んでいただくと、道州と基礎自治体に自主立法権を与えるということが明記されております。これは憲法問題になります。つまり、ああ、すみません、3分たちましたね。今の憲法では国会だけが立法権を認められておりますので、立法権を本当に地方に付与するのかどうかというところも、憲法問題と絡めて大きく議論しなければいけない点だと思います。

以上です。

上崎解説委員 はい、ありがとうございます。では、寺田議員、お願いします。

寺田議員 はい。みんなの党の寺田でございます。

うちの方の党は、第6条に、国が担う事務を限定して法律で決めるという、限定することなののですが、まず先ほど村井知事さんが、災害のとき、国の権限が多すぎて、すごく時間がかかった、対応できなかつたと。あれが現状はどうなのかといいますと、これは日本国は全く赤字なのですが、これが仕事と権限と、要するに予算、お金だと思ってください。県と国との関係はどうなっているかといいますと、これほど重複しているのです、権限が。私は知事もやったことがあるし、市長もやっている。市長をやったときはもう、県からもこのように言われて、道路を造るところ。この高さが、これがコストだとすると、これほどかかっているのです。

だから、3分の1ぐらいは重複行政といいますか、そのような形で、2000年に地方分権一括法が始まって、2005年に小泉さんのときの合併特例法で、3,200が1,800の市町村になりました。あのときまでは分権も進めようということで進んできたのです。ところが、今はスタックしてしまって、それ以来何も進んでいない。このようなことです。

であれば、どうするのか。私は市町村の合併のときにこれを持って歩いたのは、いろいろなかたがた、要するに、市町村には権限をたくさんやるから、コストをこのように落とさないと。そうすると、県がこのようなことをやっているわけにはいかないから、道州制で大きくなって、少しの部分だけ権限が重なると、これはコストも安くなるということ。

ところが、国はどうかといいますと、国がこのようなことをやっていられないでしょう、恐らく。そうすると、どうなのかということになると、国の権限はやはりこのような形で少しになって、こちらの残った部分は国家戦略として、それこそ国際化対応など、そのようなことをやっていかなければならない。このような時代に来ている。だから、コストも3分の1。

ところが、今、いや、一番進まないのは国会が悪いです、それは。足並みがそろって

ないし、進めようとしなから。それと、私は、霞が関は何の役割かという、地方の自立するためのサポーターにならなければだめと。全く内政主体なのです。だから、国の官僚の方向性をきちんと外向きに与えて、地方が自立するためのサポーターで、足りない部分は手伝いますというような形にならなければ、これは。だから、まず霞が関の官僚の頭の構造を変えていかなければ。

私は市長をやってきて、知事をやってみて、こちらの方に3年間お世話になって、全く大変なことだと思っています。それで、私は知事時代、中核市並みに権限を移譲しようということをしています。

それで、一つだけ言います。あと最後。今、この中で、要するに義務づけ・枠づけというのは一番あるのです。そして、4,000 ぐらい吸収して、解決しているのは1,000 ぐらいなのです。ほとんどまだ進んでいないということだけは知らせておきます。

以上です。

上崎解説委員 はい、ありがとうございました。

次の質問に移りたいと思います。次は税財政制度についてなのですが、今後、もし道州制に移行した場合、道州間、道州と道州の間で財政力格差が生まれまして、結局、今ある地方交付税制度に準じた、何らかの財政調整が必要ではないかという指摘があります。そこでご質問ですけれども、維新の会のように、地方共有税という構想を出している政党もありますけれども、国と地方間の財源配分の仕組み、あるいは道州どうして、横の調整ですね、どのような財政調整システムが考えられるでしょうか。また、同じ順でお願いします。

礒崎議員 はい。自民党の礒崎でございます。この財政の問題というのは最も重要で、最も困難な問題でありますけれども、ただ逆に言いますと、あまり私は心配をしていないのです。

どのようなことかといいますと、これは財源ですから分捕り合いをしなければなりませんので、いろいろなところと紛争が生じます。ただ、最終的に事務配分が決まれば、今の日本の地方交付税制度も同じでありますけれども、必ず財源は付与をします。だから、そのところはもう当然の前提として、われわれは議論をしておりますので、地方の方に事務を配分するのだけれども、財源が行かないということは絶対にありません。ただ、決まるまでは、これは大げんかをしなければならぬ問題ですから、そこまでは大変ですけれども、最後は必ず落ち着かなければならぬ問題です。

まず必要な税源をきちんと付与することです。税源はある程度大きなものを持っていかなければならないと思います。これもできるだけ違う税源を使う。今、日本の場合は、地方の場合、付加税というものが多いのですけれども、例えばアメリカであれば、連邦は所得税、州は消費税、そして市町村は固定資産税という、大体大きな分かれがある。これは

なかなか消費税を分けるのも技術的に難しい部分がありますが、それももちろん私は検討していいと思いますけれども、しっかりとまずその税源を各団体に持っていただく。これが大事であります。

そして、そのような中でも、必ず次はこの税源の偏在ということが起きますから、これを調整しなければならないのはもう当然のことです。どうしても東京都を中心に税源が手厚くなって、地方はそれほどないというのは、当然のことです。ただ、これを、例えば今共有税ということがありましようし、今の地方交付税の配分の方式もありましようし、それをまた地方で分けるというやり方。これはいろいろな議論の方法があると思います。そこは、あまり自民党としてはこだわっていないところでございまして、これは皆さんの意見を聞いて、一番いい方法で、まずきちんと税源を持っていただいたうえで、地方との、都市との偏在をどうやって是正するか。それは今の交付税のようなですね、ような制度は必ず必要になるわけですから、これをしっかりと与えていく。それが必要であると思います。

先ほど説明を忘れておりましたけれども、自民党の道州制基本法案もつけていただいているようでございます。その最後に絵がございまして、これを見ていただければ、そのようなことも含めて全部書いておりますので、どうか、ご参照を後ほどいただければありがたいと思います。以上です。

上崎解説委員 はい、ありがとうございます。では、尾立議員、お願いします。

尾立議員 はい。道州制が前提という話ではないのですけれども、まず、われわれが進めてきました基礎自治体の機能の拡充という観点から、この税財源の在り方については、これは解散直前なのですけれども、平成 24 年 11 月 30 日に閣議決定した、地域主権推進大綱に記載させていただいております。

これはありきたりの言い方なのですけれども、やはり地方の、自治体の皆さんがたの権限が移譲された分だけ、しっかりそれに見合う財源を保障しているということに尽きるわけですが、その第一歩といたしましては、地方消費税の拡充ということ、さらには、補助金の一括交付金化ということも進めてまいりました。これは、残念ながら、政権交代でまた頓挫をしてしまったわけなのですけれども、この補助金の一括交付金化というものをさらに進めていきたいと思っています。

それと、もう 1 点は、新たな、やはり地方財政調整制度に関する制度が、われわれは必要ではないかと思っています。例えば具体例で申し上げますと、一括交付金と地方交付税を一本化して、現行制度よりも、さらに財政保障、財源保障、また調整機能を充実させていかなければならない、そのような新制度を作るべきだと思っています。

そして大事なことは、中央政府が、今回も 7.8%のカットということがありましたけれども、頻繁に、また、かつ恣意的に、その仕組みをいじれないような、そのような仕組み

を入れていかなければいけないと思っております。それが共有税という構想になるのかどうかというのは、ここまでわれわれは、最終的には決定していませんが、これは議論はいたしました。一長一短あります。ドイツなどの例も参考にさせていただきました。これがいいかどうかは、これからまた検討していかなければいけないと思っております。

いずれにしても、中央政府がかってに、そのときそのときによってコントロールできないような仕組みが必要であると思っております。また、今ご指摘がありました、法人税の偏在性というものは大変なものがございますので、これも税源交換などをして、地方の皆さんには安定した税源が確保できるようにしていくべきだと思っております。

上崎解説委員 はい、ありがとうございます。では、松浪議員、お願いします。

松浪議員 はい。今、維新の考え方も、消費税の件などを取り上げていただいたのですが、道州制が導入されるということは、明治で言えば、廃藩置県が導入されるということに等しい。廃藩置県というのは、権力構図を転換した。それによって、明治の3大改革が行われた。地租改正、学制、そして徴兵制であります。軍部も、教育も、そして税制も変わった。それまでの、お米を払っていた、このような税制から、今は私たちにとっては当然ですけれども、税金で払われるようになった。

道州制になったときに、今までにはない税制の、そのような枠組みというものが起きてこないか、私はおかしいというように思うのです。ですから、よく、ここにあるような共有税の議論は今までもありました。これから私が申し上げるのは私見でありますけれども、道州どうして当然、財政調整制度をしなければいけません。しかし、今、世界各国で行われているように、日本の法人税は高いのだと言って、法人税の安売り競争が国内でも行われるのであれば、それは道州を互いに疲弊させてしまうというようなことになりかねない。このようなことをいかに避けていくのか。そしてまた、共有税をまっただけ、今までの交付税のような考え方で、与えるだけで本当にいいのかどうか。

ですから、道州によっては、例えば国税の部分の法人税に関しては数%を下げたおいて、今まで産業が置きにくかった道州においては、インセンティブがあると。今までの、与えるだけではなくて、制度的にメリットを与えていって、地域に自立をしていただくような仕組みを入れていこうなど、そのような新しい発想というものはいろいろあるのではないかとこのように思っています。

よく税制改正のときも、例えば15%以上の研究開発費用を使っている企業については、税制優遇するなどということもあるのですけれども、例えばそれを関西や四国に集中させていただければ、製薬企業など、そのようなものの産業集積にも使える。今までのパラダイムをいかに越えた税制を作っていけるかということが、アベノミクスの、私は3本めの矢を機能させるかどうかは、このようないかに地域にインセンティブを与えられるかということにかかっていると。

そして、また一言を加えれば、今の安倍総理、菅官房長官は、常にリフレ派で、今の経済政策を進めてきた先生がたは、実は3党合意をやったときの執行部ではありません。このような考え方に近かった中川秀直先生などは、著書で、2、3年前ですか、道州制にしたときには、消費税は地方税化するのだということを、実は中川先生もご本で書いていらっしゃいましたけれども、別に、維新だから消費税を地方税化というのは特殊な考え方ではなくて、自民党の中でも十分に、特に今の執行部の皆さんの考えと合致するものだと思います。

以上です。

上崎解説委員 はい、分かりました。次は遠山議員、お願いします。

遠山議員 はい。先ほど自民党の磯崎先生がだいぶ楽観的なお話をされていましたが、私は、悲観的ではないですが、かなりこの道州制を実現するときの財政調整制度の設定というのは、非常に難しい問題をはらんでいると思います。時間がありませんので、また押してください。

二つだけ申し上げたいと思う。

一つは、道州制に移行したときに、道州が基礎自治体の課税自主権をどこまで認めるのか。これは大きなテーマになると思います。実は、ご存じのかたも会場に多いと思いますが、日本は連邦制ではない単一制の国家としては、かなり地方重視の、現時点で税収構造を持っておりまして、税収比で言いますと、国対地方の比率が大体 57 対 43。垂直的な、いわゆる国から地方への補助金を入れたあとになりますと、国が 38 で 62 です。これは、例えば同じ単一国家であるイギリスと比べますと、イギリスは税収比で、国が 94、地方が 6。財政移転、垂直的調整をしたあとでも、国が 73、地方が 27 と、圧倒的に国が強い財政構造をイギリスなどは持っております。フランスもイギリスに近い形になっております。

ですから、現時点で、すでに日本は国にいったん入ってくる税収の、かなりの部分を地方に移すということをやっているわけですが、それ以上に地方に課税権を認めて、地方独自の財源を増やさせるということになったときに、今までの地方を重視してきた税収構造から、今度は連邦型にして、道州制型にして、地方が自前でやってくる、税金を集めるということをどこまで認めるのかということは大きな論点で、ここは複雑な制度設計になると思います。

それから最後に、水平的調整制度をするかどうか。道州間の財政格差が起こったときにどうするかなのですが、これは、主要先進国で水平的調整をやっているのはドイツだけでございます。私は個人的にドイツ型を指示したいと思っております。

理由は、今、一部の日本の論者の中には、地方交付税を全部廃止して、消費税を全部地方で使える財源にしようという案がありますが、私は、それは反対でございます。日本の社会保障がもちません。よって、ドイツはどうしているかといいますと、ドイツは付加価

値税、いわゆる日本での消費税ですが、これを、消費税収の53%を国が取り、44.9%を州が取り、2.1%を市町村が取り、その州が取る44.9%の消費税収を、水平的調整の財源にドイツの場合は使っております。

ちなみに、ドイツは16州の州がございまして、この16州の水平的な調整をするのに、消費税の半分弱を使っているというのがドイツでございまして、多分これが一番現実的な案なのではないか。消費税を100%丸ごと地方によこせというのは、私は、これは社会保障の崩壊を招くので、個人的に反対でございまして、以上です。

上崎解説委員 はい、ありがとうございます。では、寺田議員、お願いします。

寺田議員 はい。私も、この1月にドイツへ行ってきました。プライベートな形で調査に行ってきました。先ほど言うとおりの、16州に69人の地方議員と申しますか、連邦参議院がいらっやして、日本の形の選挙で選ばれるのではなくて、その州から代表して出るというような形で、日本の参議院とは、また全く違うような形なのです。州間の財政的な水平調整機能というのは、富める、お金を持っている州と、それから貧乏の州と、それを水平的に移していくという、本当に単純明快な分かりやすい調整機能を持っておりました。

それが、すごくオープンに分かりやすく議論するものですから、ですから、日本の国というのはどうなのかということになると、地方交付税を、要するに毎年地方が要求して、今年は臨時財政対策債はこれだけだからと、交付税はこれだけだという形で、ブラックボックスもどのような形で出ているかというのは分からないですから、やはり分かるような形でしっかりすることが、見える形にすることが、納税者も、それからお金を使うかたがたもよく理解できるのではないかと、だから、今は、地方6団体は、どちらかといいますと、要求団体になっているということだけを申し述べたいと思うのです。

それで、一番大きな課題は何かといいますと、私は社会保障費だと思うのです。今、110兆円ぐらいかかっているでしょう。地方が11兆円ぐらい出して、国が29兆円出して、それから、あとは公務員の給料が国から地方を合わせて25兆円かかるのだから、全部で65兆円で、税金は地方と国を合わせて幾ら入るかといいますと、あと75兆円ぐらいしか入らないから、10兆円ぐらいなのです、残るのは。だから、消費税が上がれば、幾らか。

だけれども、2020年になると、消費税20%になってももたないでしょう、この国は。だから、その辺をどのような社会保障費の在り方といいますか、憲法25条でいう生存権の問題から含めて、地方自治体の基礎自治体は、はっきり言うと、ゆりかごから墓場までの仕事ですから、そのことをもっと早めに議論していかなければならないのではないのかと、私はそう思います。

ですから、分かりやすくすることが、ある面では単純にすることが、自立する自治体もできるし、それから水平的な財政調整機能もやっていける、国民の理解を取れることではないのかと思っています。

あとは、だから、基本的なことを国がやるということは、やはり8割近くは地方の産業に回っていくのではないのでしょうか。

以上でございます。

上崎解説委員 はい。次の質問に移ります。次は、大都市制度の在り方と道州制ということなのですが、もし仮に道州制に移行した場合、首都東京、とりわけ23区ですね、これをどうするのかという議論が一つあります。あるいは、政令指定都市と道州の関係について、各党のご意見をお願いします。とりわけ松浪議員については、維新の会が大阪都構想を推進しておりますので、大阪都構想と道州制の関係、これについてお考えをお願いします。

では、磯崎先生、お願いします。

磯崎議員 はい。大都市と、それから首都の問題ですね。これは、自民党はもう10年以上、道州制の検討をやっておりまして、第3次答申まで出したのでありますけれども、その中で決着のついていない問題の一つであります。

まず、首都をどうするかということを考えるときに、やはり世界的に競争力のある首都にしなくてはいけない。世界の首都と競争してもらわなければいけないということは常でありますから、その機能を弱めてはいけないということが大前提にあるのです。

ケース的にどうするかといいますと、それほどたくさんの選択肢があるわけではなくて、一つは、やはりどこかの道州の首都をも兼ねてもらおうという、いわゆる道州の中に東京都も入ってもらおうというのが一つのやり方。もう一つは、やはり首都は別だから、東京都というものはその道州の枠の外にあるという在り方です。

そのときに、今の東京都全部をするのか、23区だけを、例えばワシントンDCのような形で別にするのかという、そのような選択肢はあると思うのです。ただ、これも決めの問題ですので、いろいろご意見を言って決めてもらう。ただ、常に頭の中に置いておかなければならないのは、世界的な競争のできる首都でなければならない。東京一極集中の是正はしますけれども、かつ、でも、首都としての世界的な競争力というものも維持していかなければならない。少しこれはやや矛盾した点もありますけれども、そこで頑張っていかなければならないと思います。

指定都市の方は、これもいろいろ問題があります。ただ、これも指定都市といっても、大きい、小さいところもありますので、同じではないのです。大きいところは、少し大きすぎるような気もいたしますから。普通の基礎自治体というのであれば、もう少し小さい方がいいという感じもいたしますが、一方で、横浜市が特別という制度を今、提案しています。これは国の直轄になると、直轄という言い方は悪いかもしれませんが、いわゆる間に道州や都道府県を挟まずに、国、市の2段階構造にするという提案も受けておりますが、これもよくご意見を聞いていかなければならないと思います。

ただ、一方で、横浜市ぐらいのりっぱな市は、道州の首都としての、やはりリーダーシップを執ってほしいと私は思っております。例えば、東京都などは別にして、南関東州というものができたときに、横浜市が、かつてに決めるといけませんけれども、その首都として、やはり他のところまで面倒を見て、兄貴分としての都市を目指してほしい。それは、横浜だけでもりっぱな道州に移行するだけの力があるのは分かるのですが、今の政令指定都市制度のように、県の真ん中が抜けてしまうような制度は、本当はあまりよくないと思うのです。私はやはり、そのような力のあるところは力のないところを助けていく、そのような仕組みも必要ではないかと基本的に思っております。

そのようなことを考えながら、まだ自民党としては、結論は出ておりませんが、今、言ったような、東京都政をどうするかということ、それから政令指定都市をどうするか、しっかり考えてまいりたいと思います。

上崎解説委員 はい。では、尾立議員、お願いします。

尾立議員 はい。何度も何度も、繰り返します。道州制ありきで、われわれが議論をしているわけではないので、そこはご理解いただきたいと思うのです。

われわれが野党時代からずっと、基礎自治体の機能強化ということを考えてきたときに、人口は30万人か40万人というような規模を想定しておりました。小さいところについては、できるだけ合併をとということで分かりやすいのですが、では、今ご指摘のあったような東京都や大阪市、例えば今の政令市のような大阪市などをどうするのかと。分割するかというような議論もあるわけでございますが、実は正直申し上げまして、ここの部分はこれまで決めた議論をしてまいりませんでした。

そのような中で、昨年でしょうか、国と地方協議の場で、この大都市制度の在り方ということに問題提起があり、東京に限らず、これは地方においても地域の発意に基づいて、大都市制度は新たな形であってもいいのではないかとということで、立法化をしたわけでございます。そのような意味で、大阪都という名前が使われるかどうか分からないにしても、そのような形態をわれわれは認めていこうと、このようなことを決定いたしました。

そのような中で、先ほど申し上げました、これを基礎自治体というように捉えるのかということなのですが、これからの論点としては、やはりこの大都市の在り方ということで、政府の、われわれ与党時代に取りまとめた論点としては、特別区制度のさらなる見直し、また、指定都市制度、中核市制度、特例市制度等々、改めてこれをもう一度白紙から議論しなければいけないだろうと、今、思っているところでございます。結論は出ておりません。

上崎解説委員 はい、ありがとうございました。では、松浪議員、お願いします。

松浪議員 はい。まず、23区の件なのですけれども、先ほどの磯崎先生と同じように、われわれもこれについての結論というのを出すのは、非常に、まだ現時点では難しいと。よくあるのは、中央区、千代田区、港区ぐらいで、本当に3区だけワシントンDC化させるというような案もあれば、23区で切るというような案もある中で、昭和18年に戦時下で作られてきた、この東京都の在り方というものをどうやるかというのは、これは本当に首都としての、国家としての議論に任せようと思います。

そして、われわれの大阪都法案を、元々自民党の中で大阪都法案の基を作ったのは磯崎さんで、僕が事務局長になって作ったもので、そして結局、民主さんなどと作らせていただきましたけれども、これを作っている中でわれわれが感じたのは、このようなものは国会議員のやる仕事ではないということであります。

大阪都法案のような、このような法律は、元々は関西州があれば、関西州議会で決めればいいだけの話。ですから、これから、地方自治法という地方自治の憲法がありますけれども、これをどれだけ道州にブレイクダウンをさせることができるのかという視点で、われわれは物を語っていかなければいけない。だから、今、市でも、政令指定都市、中核市、特例市、一般市町村と、これを地方自治法で決めていますけれども、中核市と特例市間の「トクチュウ市」も作ろうか、そのようなものは州議会で作られるようにする。

この地方自治法というものは、見ていると面白いのは、結局教育委員会の必置基準などというものまで決めているわけです。もし、地方自治法をしっかりと、道州レベルでかなり自由度を与えれば、教育においても、今、教育委員会の問題はすごく問題になっていますけれども、「この関西州では、教育委員会は別のスタイルでしましょう」、「東北州ではそれをいったんなくして、別の仕組みを入れますよ」というような多様化も十分可能であるということから考えれば、先ほど私が申し上げたパラダイムの転換というものをこちらで行っていく。

それで、われわれは大阪都法案は、道州制への一里塚というように決めておりますけれども、考えていただきたいのは市町村合併。横の市町村、地方公共団体が一緒になったことは、戦後、山ほどあります。戦後8,000ぐらいの市町村からここまで合併してきたわけですから。しかしながら、縦の公務員の合併、つまり都道府県レベルと市町村レベルの縦の合併、これはまだ1回もやったことがないのです。ですから、道州制をやりますと、33万人いる国家公務員のうちの20万人ほどが、今、地方の出先機関にいます。ですから、恐らく、ざっくり言って15万人ぐらいの、国の出先機関の国家公務員を地方公務員化するときに、これも縦の合併なのです。

ですから、まず大阪でこれを実験していただいて、縦の親和性にはどのような問題点があるかということ、まず大阪都で実験してもらおう。これも最高の今、タイミングで、大阪都が進んでいると僕は考えています。このノウハウを国にフィードバックして、そして道州制に結びつけるということがわれわれの考えであります。

以上です。

上崎解説委員 はい、ありがとうございました。では、遠山議員、お願いします。

遠山議員 はい。わが党で、東京や大都市の扱いをどうするかという結論は出ておりません。ただ、個人的には、いかなる形で道州制を導入しても、東京と北海道と沖縄というものは、今の47都道府県のそれぞれ一つでございませけれども、やはり他の地域と少し違った扱いをせざるをえないというように感じております。

道州制導入の、最大のメリットの一つとしてよく強調されますのが、中央集権体制の打破、東京一極集中体制の打破という論点でございませ。しかしながら、一方で、道州制導入に反対のかたがたがよくおっしゃるのは、東京一極集中を打破しながら、道州制の中で新たな中央集権体制が生まれまいかということも、よく反論として言われる点でございませ。

そのような意味では、道州制にしたときに、道州の中で中央集権になりそうな市というのは今の政令市でございませ。よって、これは頭の体操にすぎませけれども、そのような道州制を作ったときに、その道州の中で中央集権になりそうなところは、表現は別として、特別自治市のような形で、全国で十数箇所か20箇所か、認めてしまうというやり方も一つの考えかと思ひませ。

でないと、例えば横浜の人口は240万。われわれが道州のモデルで想定している人口規模が30万、40万となると、横浜市はどうするかといひませと二つしかないです。横浜市を4分割か5分割して、第1横浜市から第5横浜市にして、他の基礎自治体と同等のレベルにあえてするか、あるいは、特別自治として240万のまま認めて、道州と権限が被らないように、並立型、並存型にしてしまうか、あるいは、道州の中に内包して、横浜市を認めるというやり方もありますが、州都になった場合には新たな中央集権になって、他の市町村との格差が州の中で広がってしまわないかと、このような問題点がございませ。

この辺の制度設計についても緻密な議論をしないと、なかなか簡単にいい制度設計というものはないと思ひませ。と同時に、先ほど松浪議員がご指摘された、国家公務員と地方公務員の合併という、この縦の事業を一度も、戦後日本はしたことがないわけがございませ。これは恐らく、国家公務員の公務員法で保障されている、国家公務員の身分および将来にわたる給与等の財産権、これを道州制導入で侵害することにならないかという憲法問題もはらんでおりますので、ここも慎重に議論をしていかなければなりませが、いずれにしても、大阪都構想を大きな実験場にするという構想は素晴らしいと思ひませ、私ども公明党も支持したいと思ひませ。

松浪議員 ありがとうございます。

上崎解説委員 はい、ありがとうございました。寺田議員、お願いします。

寺田議員 はい。先ほどベルリンの話をししました。ベルリンというのは貧乏市であって、よそからお金をもらってこなければならぬ。ところが、東京は、それこそ人口のみならず、政治の中心、経済、金融、学問、すべてです。これは恐らく全部、世界ではあまり例を見ない、集中しているわけなのです。

ところが、道州制に移行したからといって、「特別市」の東京を解体することや廃止することができるかという、それは無理だと思います、私は。ただ、道州制に移行すれば、道州政府へ権限が集まっていくわけですね。移譲されるわけですね。そうなってくると、必然的に東京に集中しているものの機能がなくなってくる。ということは、国で言えば、霞が関が全然小さくなる。そうですね。それから、政治の社会で、永田町も300人にするなどというようになってくると思うのです。だから、そのような点では、権限を移譲することによって、東京の在り方も変わってくると思います。

同じような権限を持っている政令市の問題というものは、やはりある面では特別市的な、恐らく、宮城県で言えば仙台市や、愛知県で言えば名古屋。どこでもいいです。政令市というものは特別な位置づけになっているので、その振り分け方というのは、私は国会で決めるしかない。簡単に言うと、これは地方で決めるなどということは無理なのです。それはオープンな議論をすれば、ある面では私は決まってしまうし、決めなければならないことだと思うのです。

そのようなことで、私は具体的に、国会が今、5年や3年などと、それこそ1995年に分権法ができてから今になってみると、何年になっているかという、95年、2005年、20年以上になっていますか、近くなっているの、もう、そろそろ時間がないというようなことで、私はそのことを今主張したいと思っております。以上です、私から。

上崎解説委員 はい、ありがとうございます。

ここで確認と申しますか、議論を中間的に取りまとめたいのですけれども、民主党の尾立さんは、民主党としては、まず道州制ありきではないということでおっしゃっていただきましたけれども、それ以外の4党については、ほぼ認識が共通しているのではないかとこのように私は受け止めました。

主に、おおむね3点です。この3点というのは、都道府県を廃止して、地方分権型道州制、あるいは地域主権型の道州制を、近い将来目指す。2点めは、行政体制として、国・道州・基礎自治体の3層構造とすること。それから3点め、国から道州に思い切った権限・財源移譲をし、住民に身近な事務を基礎自治体に任せる。この3点です。

そこで、少しお尋ねします。先ほど村井知事も触れましたけれども、自民党は今国会に道州制基本法案を出すというように聞いております。もし仮に、政権与党から基本法案の議員立法について法令協議を持ちかけられた場合、その協議に野党が応じる用意があるのかどうか、あるいは、道州制基本法案に対する自公両党との認識の差、このようなものが

あるのかどうか。これについては、松浪議員と寺田議員にお尋ねします。

松浪議員 はい。まず用意があるかどうかというよりも、これ自身はわが党の存在意義があります。われわれが日本維新の会を立ち上げたのは、民主党の皆さんには申し訳ないのですが、憲法を改正する、そして統治機構を改正するために、憲法改正と道州制。これはもう2本柱なのです。ですから、この勢力を圧倒的に国会で、衆参ともに作り上げるということが、われわれのこの短期的な存在意義でありまして、これに応じないはずがないということでもあります。

今、地方自治の法律を作っても、憲法改正はこれから避けられません。防衛の問題だけではなくて、先ほど遠山議員が触れられた、自治立法権の問題。そして、われわれも、この大阪都法案は、実は大都市に関する特例法案などという名前になっているのですけれども、なぜかといいますと、憲法95条は、一つの地方公共団体に対する法律を作ったときには、住民投票を課すというようなものがあって、それをくぐり抜けるためにあの手この手を使って、まどろっこしい法案作りをやっているわけです。大阪市が欲しがっていない法律のために、200万以上に限定して、三つぐらい、横浜と、ここ大阪とぐらいしか合わない。札幌がやるにしても195万だから、あと、どこか合併してもらわないとなどと、実は欺まんに満ちた、大阪都法案はストラクチャーになっています。

ですから、われわれは、これはとっととやる。日本にはもう時間がないのですから、これをやって、内政においては明治以来の中央集権を終わらせる。そして、外交も含めて、この日本の戦後を終わらせるということがわれわれの意義です。私は今、国会対策委員長代理というものをやっておりますけれども、先ほど控え室で、磯崎さんが国対次第だということをおっしゃいましたけれども、やるというのであれば明日からでもやります。

上崎解説委員 力強い決意の言葉で、ありがとうございます。次は寺田議員、お願いします。

寺田議員 みんなの党の案がすべてだとは思っていません。これは国の形を変えることですから、法令協議というものは、よりよいベストなものを作っていかなければならないです。スピードも必要ですから柔軟に考えたいと思っています。

とにかく、私はスピードが必要だと思うのです。それから、議会質問の一つの例を話しますけれども、今の地方整備局や、出先機関は廃止だと、それは廃止できないなどと各省庁が抵抗していますね。そして、なかなか政党もそれに、抵抗勢力のようにして加担しているというような形になっています。

それで、一つの例として、消防というのは自治体消防ですね。全国で17万人おります。今回の震災のとき、17万人の人が、すべての消防が、要請で全部動きました。要請で、17万人。自治体消防です。要請で動きました。今、国土交通省などは、出先機関はなくする

ことはできない。国土交通省があったから、あのような工事対応など、災害対応、道路などが早くできたのだと。

ところが、分権型の社会になって、例えば道州に国土交通省の支部局が移された場合、これは国家のこのような要請だということになれば、皆、動きます、それは。ですから、恐れずに分権型にして進めていくことから始まると思うのです。日本の国家というものは、それこそ良識的だし、それから役人というのは地方公務員も、私は、国家公務員も皆、職務内容は法定主義でしょう。そして、給料は人事院勧告でしょう。決まっているのです。だから、国家公務員も地方公務員も、一緒になっても民間企業の合併などより、ずっと間違いなく組織的にいきます。

だから、そのような点でも、早く進めることが、具体的な話からすると、私、現場を管下から見た者からすれば、非常にある面では、国会が国土交通省に頼まれて、農林省に頼まれて、ここを残さなければならない、こうだなどと言っている。今回の地方公務員の給料を、賃金を8%カットしろなどと言っても、あれなどは口を出す必要は何もないのです、村井さん。ただ、要請したなどと言っている。あれなどは聞かないほうがいいです。そうです。そうなのだから。お金がなくなれば、自分たちでカットしなければならないのだから。だから、とにかく、そのようなお金といいますか、中央集権的な、国会的な物の考えは、やはりやめざるをえないのです。

今度、自民党が今、お花畑の中にいるので、るんるんしているような感じなのだけれども、そのようなものをやはり残せなどと出てきているので、そこあたりは、磯崎さんは本当に鋭敏なからだからきちんと決めてくださると思うのですが、そのようなことを言いたいと思います。以上です。

遠山議員 上崎さん、一言。

上崎解説委員 はい、どうぞ。

遠山議員 私は今、公明党の国対副委員長をさせていただいておまして、政調の役員もしておりますが、その立場から。すでに報道されておりますけれども、自民党と公明党の間で、与党の間で作っております与党政策責任者会議のもとに、先週、道州制についてのワーキングチームを、自公両党共同で結成いたしております。

ここでは、今日、皆様のお手元にある、自民党と公明党共同で、われわれも少し修正させていただきました道州制推進基本法について、中身をもう一度精査したうえで、両党で与党として決めて、その決めた案を、今、民主党さんも含めて、野党各党の皆様にも働きかけをして、タイトな国会日程、6月26日までの会期中で、もし自公両党、プラスアルファの政党である程度まとまるのであれば、先ほど磯崎先生が国対次第だとおっしゃったようでございますが、私ども公明党としても、与党の一角として、今国会で共同提案をする。

もちろん審議をする時間というのはなかなか、正直ないかもしれませんが、国会に1回出せば継続審議という形で継続できますので、やはりそこまで具体的なアクションをしないと、なかなか気運が高まらないというところもありますので、それは国対でも、政調でも、努力をしていきたいと思っております。

上崎解説委員 その政策責任者会議の中では、大体その法案提出の時期的なめどですね、そのようなものは何かあるのでしょうか。

遠山議員 まだワーキングチームができただけで、その会合は。先週できたばかりですから。

上崎解説委員 ああ、そうですか。はい。

遠山議員 磯崎さん、何か。

磯崎議員 もう今言ったように、自公では大方、これは今日のものは自民党案ですけども、これを少し変えた段階で自公案ができると思いますが、それが終わりましたら、すぐにでも今日のご出席の政党にはご説明に上がりますから。法案の提出という意味では、もうそれほど時間がかからない。うまくいけば来月中ぐらいには提出になるのではないかと、私は考えております。

上崎解説委員 分かりました。すみません、寺田先生、確認なのですが、みんなの党は、そうしますと、この基本法案の法令協議については、今のところ慎重ということでしょうか。

寺田議員 みんなの党は、どちらかといいますと、とがって見られていますけれども、地方分権型を進めなければならないという基本的なスタンスは変わらないのです。ですから、自公案でも、それは、私たちは乗ります、間違いなく。

上崎解説委員 はい、分かりました。

寺田議員 具体的に、まず進めることから始まらなければならないので、原理原則だけで物はやっていけないので、その辺は理解しているつもりです。

上崎解説委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

松浪議員 補足ですけれども、来週から、われわれ、江口先生がみんなの党さんの中でずっと道州制をされてきたということなので、成長レベルで、先週、維新と、それからまた、みんなの間で、政策の話し合いといいますか、すり合わせを少しやっていこうという話があったという話だけは先週末に来ましたので、恐らく来週ぐらいから動きが、両党の、野党間でも出てくるのだと思います。

上崎解説委員 では、近々本格的な議論が始まるということですね。分かりました。

それで、尾立議員にお尋ねします。

尾立議員 はい。

上崎解説委員 民主党は全く道州制を考えていないかということ、まあ、そうでもない。例えば「インデックス2009」で、現行制度を前提とする広域連合や合併の実施、将来的な道州の導入も検討していくというように書かれておりました。それで、民主党としては、最大野党として、道州制基本法案にどのような形で関わっていくお考えでしょうか。

尾立議員 はい。改めてスタンスを述べさせていただきますと、われわれも新しい国の形ということで、この地域主権が大事。そして、そのためにも霞が関を解体しなければいけないということは、全く認識を共通していると思っております。そして、第1問のところにも重なって、直接お答えはできなかったのですが、国の役割というものには本当に大幅に限定しよう。外交、安保、通貨、そして教育や、またさまざまな食料、エネルギー、安全保障の最終責任など、そのような部分にだけに限定して、その他は基礎自治体に担っていただこう。

ただ、その場合、全部基礎自治体でできるかといいますと、これは、先ほど申し上げましたように、なかなか難しい。広域でやったほうがいいものもあるでしょう。今、関西で広域連合などが出てきております。それがいいのか。今、議論されているように、もう法律でがっちと道州制というものはめてしまうのがいいのか。これは、まさにこれから議論をさせていただきたいと思いますが、大事なことは、われわれは、押しつけ的な道州制というものは決してやりたくないと思っています。地方の皆様がたの発意で、皆さんが合意があるという前提で、われわれはやっていかなければならないということを強く思っております。

一つ例を挙げますと、出先機関の改革というものを私も中に入れてやっておりましたけれども、ものすごく抵抗しております。これは、経産局と、環境局と、そして整備局の、この三つだけだったのですけれども、それでもすごい抵抗がありました。とりわけ地方整備局です。これはさまざまな根回しがあった。特に、今日、都道府県知事さんと政令市の

皆さんがたがいらっしゃっておりますが、一般の市町村長のかたがたからめちやくちやな抵抗がありました。これはなぜかといいますと、広域なり都道府県にこの権限が下りると、市町村が都道府県なり広域の言いなりになってしまうのではないかと。不信感がものすごくあるわけです。

そのような意味で、私は、基礎自治体をしっかりと強化するということが、道州制を導入していくうえでも絶対必要だと思っておりますので、これを、道州制と基礎自治体の機能の拡充ということを両方一緒にやるのかどうか。まずは基礎自治体をしっかりさせていただいたうえで、その次を考えるのが、この議論だと思います。両方でできれば、これはベストかと思いますが、私の個人的な意見としては、ぜひ、議論はさせていただきたいと思っております。

寺田議員 いいですか。

上崎解説委員 はい、どうぞ。

寺田議員 尾立さん、抵抗があると思いますが、今の行政システムはやはり配分なのです、中央省庁の。各省庁が皆、地方に配分するから、それがなくなれば困るのだということだけでも、道州でやるようになれば、例えば、今、私は秋田なのですが、東北6県がありますね。それで、東北整備局は3,000人ですか、おります。人が3,000人。整備局。そうすると、1県ずつ案分すれば、500人ずつ分ければいいのではないかということなのです。ところが、各県500人ずつ人が吸収できるかといいますと、恐らく1割2割だと思うのです。こちらも普通、宮城県は今、震災がありますからあれなのだけれども、他の県はもう人員が半分近くになっている、そのような建設投資など、そのようなものが。

であれば、どうするのかということになるから、やはり国家戦略として、そのような人は県で地方の人も集めて、例えば世界に打って出る。インフラ整備でも、そのような技術。だから、国会、国の公務員も地方の公務員も一緒になって、出たい人は出してやるということです。そして、インドでもアジアでも皆、豊かにすれば日本の国も豊かになるのだから、そのような国家戦略的な構想がないのです。水道、上水道、何でもいいのです。環境でも何でも、農業でも。だから、中央省庁の人に何々の仕事を与えようという感じがある。政府が示せないから、やはり内政を主体にして考えていくのであって。

やはり、海外青年協力隊も、あれだけ皆出掛けているし、日本の技術と信用をうるべきだと思うのです。今がチャンスだと思うのです、私は、はい。

松浪議員 すみません、伺っていいですか。

上崎解説委員 はい、どうぞ。

松浪議員　すでに台本にないフリーディスカッションの領域に、少し踏み込んでいるようなのですけれども、僕は、これはまだ、意見をこのように交わしてしまっているのですか。

上崎解説委員　どうぞ。

松浪議員　ああ、そうですか。台本ではこうなるとは思わなかったもので。ありがとうございます。

今、みんなの党の寺田先生がおっしゃったのは、非常に面白い意見で、道州制は、皆さんは内政の部分しか考えていないのですけれども、私がふだん考えるのは、道州制外交論というものはいかにあるべきなのかということで、これは国会の改革もあります。わが党は、外務大臣、総理大臣が世界に年間 100 日は出られるようにというような、そのような目的で元々副大臣などというものを作ったのですけれども、副大臣などは全然機能しないですね。だから、「副大臣がいるから、大臣、外へ出てください」というような国会には全くなっていないのです。

これは国会改革で 1 点なのですけれども、道州制で、もし 10 程度に道州ができたときの知事というのは、一国にも匹敵するような力を持つと思います。ですから、今、47 の都道府県のトップというだけではなくて、よく言われますね、九州の知事はオランダと、GDP も、面積も、人口もほぼ同じだ、あるいは関西は韓国ぐらいの大きさになるのだろうなど。2,000 万人の州民から選ばれるということになるので、その正当性や権力というものは、単に都道府県が合体したものでなくて、今の国のかなりの権限をもらった強力なトップが出ると。

そのようなときに、結局道州の知事の発言力というものは、すごく増すと思うのです。つまり、韓国の大統領が東南アジアに行かれて、国賓待遇を受けた。関西州知事は 2,000 万人の州民から直接選ばれたトップなのですと、GDP もこれだけの規模がありますというときに、いかなる力を海外に対して発揮できるか。

また、外交問題がこじれたとき、尖閣など、いろいろな問題があるのです。北方領土も、いろいろある。そうしたときに、国がこのような意見を言ったときに、例えば道州の知事が自分と、北陸や東北であれば、ロシアと非常に近い関係を持つでしょうし、九州であれば、中国や東南アジアと非常に近い関係を持ったときに、国家を補完するぐらいの州知事の役割というものが、いや増しに増してくる。

これは日本の外交にも、もしかしたら大きな保険になるのではないかと、また、バッファになるのではないかとというような、本当に大きな目で、道州は地方分権なのだというような視点から、もっと国家の新しいありようというものを、われわれは描いていくべきではないかというように思います。

上崎解説委員 はい。ありがとうございました。遠山議員、お願いします。

遠山議員 今回の松浪さんのご意見は、そのような見方もできますが、全く逆の結論も出てくるのです。実は、これは、私は道州制推進派ですけども、道州制反対派の大学の先生から、全く今の松浪さんと同じ話をしながら、結論は別なのです。つまり、道州制を導入されたときに、州知事は国民から、州民から直接選挙で選ばれますね。つまり、今の県知事と同じで、大統領型で選ばれる。しかも全国で、仮に10個ぐらいの道州に分かれたとすると、10人ぐらい大統領のように選ばれる知事が誕生します。

その中で、例えば橋下徹さんが関西州の州知事に選ばれ、村井さんが東北州の州知事に選ばれて、いいですか、その際に何が問題かといいますと、日本の総理大臣はまだいるのですが、この人は議院内閣制の憲法を変えないわけですから、議院から直接間接的に選ばれるだけなのです。そうすると、マスメディア的には、この何千万人の州民から直接大統領選挙的に選ばれた州知事の方が圧倒的に影響力が強くなって。それは個人のキャラクターにもよると思いますけれども。そうすると、総理の存在感というものが著しく低下するのではないかと。しかも、今松浪さんがおっしゃったように、その直接選ばれた州知事があちらこちら海外に行きますと、本来道州制にする一つの意義は、「国は国しかできない事務に専念すべきだ。それは外交だ。防衛だ」と言っておきながら、実はその総理の外交活動よりも、州知事的外交活動の方が前面に出てしまうということになると、これは議論として本末転倒になるのです。

要するに、国が外交権をきちんと持ち、安全保障政策の主導をし、テロ対策等、通貨政策等、国がやるべきことはきちんと確立をしながらも、直接選挙で選ばれた州知事のかたが外交上どのような活動をするかということについては、アメリカの連邦制国家の州知事を参考にする面がその辺にあるのですけれども、きちんと整理をしないと、ばんばん、あちらこちらに行かれると、大統領が10人いる国家のようになってしまいますから、そこは気をつけなければいけないと私は思っています。

松浪議員 はい。

上崎解説委員 はい、どうぞ。

松浪議員 はい。それについては、僕のブログは「道州制バカー代」というのですけれども、それで「道州制バカー代」にかつて書いたことがあります。道州制首相公選論であります。私もかつて中曽根康弘先生と同じグループで勉強させていただいた。中曽根先生は昭和の30年代から、20年代ですか、ずっと「群馬は首相公選制」というポスターを貼っていらっしやったという首相公選論者です。

この場合は、やはりレジティマシーの面から見て、道州制を導入したときには、今、遠

山議員がご指摘されたように、首相公選制というものをセットにしていけないと、今、法律だけで変えられる道州制というのは、これは飽くまで過渡期なのです。憲法改正をした、その後の道州制でこれを修正していけないと、やはりこれは機能しない。だから、直接選ばれた州知事程度に押されるような日本の外交力では困るということなのです。外交力を強くすると言っているのですから、外務大臣も、それから日本の総理大臣も、しっかりともっと強い外交力を持っていただく。これこそが国家機能の強化でありまして、この道州の知事程度に押されてもらっては困る。

そのときに天皇陛下のご身分というところを、やはり国家の元首というものについて、私は、憲法1条を改正して、天皇陛下を元首としてしっかりと定めたいと、われわれの首相公選というものを定めると。これがわが国の伝統など、そのようなものをしっかりと国柄を示したうえで道州制。だから、連邦制ではないのです、われわれは。道州制なのです。

以上です。

寺田議員 私は小さくても知事をやっておりましたから、大統領制と言われるかも分からないですけども。ローカル・トゥ・ローカル、例えば中国何々州ともつきあったり、ビジネスの取引をカナダとやったりと、あるのです。

松浪議員 それはそうです。

寺田議員 ただ、国家があつて、初めて州があるから、あまりそれは、マスコミはどう捉えるか知らないですけども、やはり基本的には国家なのです。相手もそう思ってくれるのです。国家があつて、あれなのです。だから、そのような点では基本線を決めていけば、あまり、今、遠山さんが考えるようなことは考える必要がないと思うのです。

ただし、やはり多選の弊害はあると思うから、私は一部、全国で初めて、自分で1997年に多選禁止条例を出そうとしたら、総務省にばんとやられて、憲法違反だとやられたのだけでも、そのあと、どこかの知事がやってきたのだけでも、それは、連邦制というのではなく、そのようになった場合は決めるべきだと思うのだけでも、やはり国があつて地方です。間違いなく、それは言えます。常にそれを見えていますから。

遠山議員 いいところ取りを。

上崎解説委員 はい、どうぞ。

遠山議員 いや、一言だけ。国があつて地方だという整理を、きちんと道州制になつてもしたうえで、外交活動の主体者と権限というものを明確化すればいいと思うのです。

ただ、松浪さんが先ほどおっしゃった、道州制が、今度首相公選制とセットになり、その首相公選制が憲法第1条の改正とセットになってくると、逆に道州制導入のハードルが著しく上がってしまうので、これは私個人の意見ですが、憲法改正を前提としない道州制導入の在り方というものをまず基本として、ゆくゆく、これは、憲法改正論は、先ほどもコソコソ話していたのですけれども、96条などをまずやろうなど、そのようなことが今国会で出ている段階で、各党の立場は違いますから。これは参議院選挙、今年の夏が終わってから、少し政界が落ち着いてから、落ち着いた議論をして整理をしていかなければ、憲法の方ですよ、憲法の方は整理をしていかなければいけない、まずは憲法改正を前提としない道州制議論というものを進めていかなければいけないし、今、自公が国会に出そうと、各党へ呼びかけて出そうとしている法案は憲法改正を前提としておりませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

上崎解説委員 はい、尾立さん、どうぞ。

尾立議員 はい。議論が白熱しておりますが。私も少し問題提起をさせていただきたいのですが、この道州制を導入したときに、皆さんがたは霞が関のありようというものをどのようにお考えになるかということをお聞かせさせていただきたいと思います。

私などは、統廃合して、本当に半分ぐらいに役所ができるのではないかと、しなければいけないと思っているのですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

上崎解説委員 はい。せつかくの問題提起ですから、順番にお願いします。

磯崎議員 それにお答えする前に、憲法改正の話が出て。私は自民党の憲法改正の責任者もやっていますが、まあ、いらないことは言いませんけれども。今、先ほど遠山先生がおっしゃったように、今回の道州制の導入は、飽くまで現行憲法の地方自治制度の中でやっていくということで、憲法改正は行わないということは、これは自民党・公明党の、与党はそのような考え方であります。

今の、霞が関がどうなるかも、まさにこれは尾立さんがおっしゃったとおりでございますが、この自民党の道州制基本法案の中の、基本理念のところにも入れていると思いますが、「国および地方の組織を簡素化し、国、地方を通じた、徹底した行政改革を行うこと」というのを基本理念の中に入れておまして、今、多数ある霞が関の構造を、これもきちんと整理する。だから、省庁はかなり小さくしたいと思います。

ただ、先ほどの話に戻ります、今、例えば九州や近畿が、中間的な形態で、要は国の出先機関を自分たちのところに持ってこられないかという議論をしていますが、自民党全体では、あまりこれは賛成しておりません。やはり国の機関であるか、地方の機関であるか、訳が分からないような国会運営をすべきではないというのが自民党の基本的理念であって。

きちんとやはり、別に今の制度でもいいのです、道州制に将来なるのであれば、今の制度でもいいですから、国の出先機関を整理するのであれば、それは地方にきちんと権限移譲をして、権限移譲の中で出先機関を整理するのが当然であります。国の機関なのだけれども、何か大体知事さんたちの広域連合がそれを支配するなどという、やはりこのような、あまり便宜的なことはするべきではないと思うのです。

われわれ自民党は、きちんと今道州制という方向を出して、道州制の中で、今言った、国の象徴の整理。そのときは当然、今の国の出先機関は、私は、刑務所などは除いて、全部基本的に道州に行くべきものだと思っておりますから、まずそこを目指すべきであって、あまり便宜的な中間形態のようなことをすると、責任の所在が不明確になる。それは、私ははっきり気をつけるべきだと思っておりますが、基本的には、今言ったように、徹底した国の行政改革をやるのが、ご指摘のとおり当然のことだと考えております。

松浪議員 では、中央省庁について。

上崎解説委員 はい、中央省庁。

松浪議員 はい。尾立先生のご意見なのですけれども、実は、日本維新の会は、党の政策調査会のシステムがすでに道州制になっております。といいますのは、民主党であれば各省庁に対する部門会議というものがそれぞれありますし、自民党の場合は部会というものが省庁割にあります。わが党の場合は、これを三つに再編しております。

どうなっているかといいますと、国家政策部会。ここには法務省、財務省、それから防衛省、そして外務省です。これがしっかりと入っている。道州制になっても中央でしっかり強化しなければいけないという省庁の法案は、国家政策部会で議論をしましょう。すると、国の出先に大きく移るべき、例えば整備局、経産局、農政局、このようなものはどこでやっているかという、道州経済部会という部会を作りました。そこで、それぞれの委員会の主査が出てきてやる。

ですから、今、霞が関の役人の皆さんは、例えば経済産業省であれば、「自民党の経済産業部会に行ってきます」「民主党の経済産業部門会議に行ってきます」「日本維新の会の道州経済部会に行ってきます」と、これが毎日、広報に「道州、道州」と載る。僕たちは自分たちの未来図を、将来どのような法案、今法案は国でやっているけれども、これは将来道州に移るべきかと。ですから、もう一つの部会は道州社会部会といいます。ですから、文科、教育が主に入る、市町村に非常に近い分野。そして厚生労働、医療などです。本当に生活に密着した分野。そして、警察なども切り分けて、道州社会部会という部会を別に作っている。

ですから、われわれとしては将来、今は国でやっているけれども、わが党としては、将来的にはこれは市町村に近いところに分権すべきだなど、まさに中央省庁の再編を見据え

た形で、すでに政調を、私と中田政調会長代理でこれを設計しているというところであり
ます。

あと、出先についてなのですけれども、これ自体は自民党のときと私も少し最近考え方が
変わっているのは、民主党さんが作られた出先の法案。これは、先ほど大阪都法案と非
常に近いと申し上げました。これも実は、道州制の一里塚としては、もし道州制を前提と
するならば、なかなかいいものがある。一里塚として見られるのは、やはりこれも出先の
機関の皆さんの身分をいったん地方公務員化するという、まさに大阪都を一步進めた形で
道州制をやる面があるので、これは国全体でやるよりも九州か関西で一度実験してみると
いうのは、道州制の本格導入に至る前には、ある程度意味があることではないか。

また、法案は、実は後ろを見ていただくと、整備局でこの法律は関係ありますというあ
れ、二百数十本、経産省、そして、環境事務所、それぞれの3省について、それぞれの法
律が逐条でダーッと書かれているのです。このような仕分けをしたことというのは、今ま
で中央省庁はなかったわけですから、そのような意味でも、道州制に行くための、ここま
での権限をどのように渡すかという実験としては、この出先法案については、私は、これ
は進めていってもいいのではないかという一面を持っていると思います。

上崎解説委員 では、次、遠山先生、お願いします。

遠山議員 省庁、霞が関をどうするかというご質問には、もうすでに松浪さんや磯崎さん
がお答えになっているとおりののですが、要するに国と道州と基礎自治体で、どのような
権限分担をするかということが決まれば、おのずと明らかになると思います。

例えば教育行政を取れば、幼稚園から中学校まで基礎自治体で見ましようと、財源付き
で。高校、大学は道州で見ましようと。専門学校もそうですね。国のレベルでは、国家全
体としての基本的な教育に関する計画だけを策定するというようなことになれば、率直に
申し上げると、文部科学省の文部の部分は切り離して、廃止をして、昔の科学技術庁は国
家全体でやらなければいけないから残す。

その文部省で今働いているかたがたは、身分保障の法的整理がきちんとつくならば、道
州のレベルでご活躍をしていただくなり何なりという、これは当然トラディショナル・ピ
リオドをきちんと取って、個々人の財産権を、憲法上保障されている財産権を保障したう
えで、そのような身分移行を行うということをそれぞれの省庁で行っていけば、おのずと
最終的に30万強いる霞が関の国家官僚というものが半減する、あるいは3分の1減るなど
ということに、自然的になっていくのではないかと、このように私どもは考えております。

以上です。

上崎解説委員 寺田先生、お願いします。

寺田議員 行政の一番のだめなところといいますと、流行に一番敏感に乗ってしまうということなのです。だから、どこそこに公民館を造って、いいものができたと言えば、隣も、あちらの町も、こちらの町も、皆同じようなことをやる。それは法律が金太郎あめ方式にしかできない法律だから、結局はあれなのです。だから、農業政策でも、いろいろな政策でも、例えば道路でも、要するに、必ず舗道をつけて何々しなければならないという道路もないのです。秋田スペックなら秋田スペックで造ればいいのです、人口密度によって。

だから、結局道州に全部権限を、そのようなものを移したら、お互いに特徴を出して、農業政策でも何でも、福祉でも、医療でも、それから介護でも、教育でも、競争が始まると思うのです。いい例になると、すごくそれが東京にプラスになるし、閉塞感がなくなってくると思うのです。

だから、少し自慢をさせていただくのですが、うちでは全国で、平成13年に30人学級をやって、秋田県などは一番ビリだったのがトップになったというような、義務教育でもそのようなことを、文部省と反抗してやったというだけのことなのです。だから、そのようなことを含めれば、幼保一元化もそうなのですが、基本的には、やはり国家が管理することが限界に来ているということが、道州制のこれからの日本の発展の一つの礎だと、私はそう見えています。

それから、今これから、村井さんにも話したことがあるのですが、震災対策については、震災対策復興債を地方で出させたほうがいいのです。国で、全部交付金でやるのではなくて、市町村と県で出すべきなのです。そうすると、身近に見えるし、身近に議会で決められる。それから、いろいろな都市計画や何でも、(法律の)上書き権をきちんと与える。「自分の自治体で決めてください」と。だから、時間がなくなれば、それを早くやるべきが、そうすると、どのようなことができるかと皆が考えるようになるのです。ところが、全部法律で皆縛られているから、自治体の人たちは考えられないのです。ただ要望に来るだけなのです。そうになってしまうのです。

だから、早くやらなければならないというのは私の自論です。

上崎解説委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

私からの質問は以上なのですけれども、何か言い忘れたなど、ございませんか。

松浪議員 あと一つ加えさせていただくならば、先ほど文部科学省の問題も出たのですけれども、これが内務省教育局になるのかどうか分かりませんが、役所の皆さんのキャリアパスとして、役所をいじめているイメージをつい持たれると思うのです。僕はよく中央官僚の皆さんと議論するときに言うのは、「皆さんね、事務次官だけ目指して天下りする社会じゃなくて、皆さん優秀なんだから、各道州に行って、教育大臣になってください。保健大臣になってください」と。新たなキャリアパスをやはり保障して、皆、地方も、それから中央官僚も、それぞれが頑張れるような未来図をわれわれ政治家は描くべきだと思います。

す。

上崎解説委員 はい。

寺田議員 一言。

上崎解説委員 はい、どうぞ。

寺田議員 参議院議員になったら、2年間、各市町村の副市長等にでも出向したほうがいいと思います。

遠山議員 では、私も一言。前向きな話ばかりのところでは水を差すようですが、道州制を、私もこの4年間一生懸命勉強してきたのですが、推進派ではありますけれども、今日も中で指摘させていただいたように、かなり難易度の高い問題もあります。今日議論にならなかったのは、国と地方の長期債務が1,000兆円あるわけですね。

寺田議員 そう。

遠山議員 そうですよ。これは今も、市町村と、47都道府県と、国の各省庁と、それぞれの特別会計や基金でバランスシートがあるわけで、そこで債務が、長期債務だけで1,000兆円の今、日本が、国なわけですね。これは道州制に移行するときに、誰がどのように分担して返していくのかという計画を作ることは、非常に難しい作業でございます。ですから、テレビに出てきて、格好よく道州制を言うだけでは、これは実現しないわけでございます。

私ども公明党としては、そのような難易度のかなり高い問題があるということを前提に、道州制基本法案の中で、道州制国民会議というものを作り、そこに多くの民間、官、政治家も含めて、専門のかたがたを入れて、かなり3年間ぐらい、その専門的な議論をして、それぞれの問題についての解決策を見つけていかないと、実現の可能性が、昔の首都移転特別委員会のようになくなってしまうだろうと思いますので、そのような現実をしっかりと見据えたアプローチというものが必要だということを指摘させていただきたい。

礒崎議員 はい。

上崎 はい。

礒崎議員 今、遠山さんが言っていることと少し重なるかもしれませんが、非常にその道

州制議論が難しいのは、先ほどコーディネーターのかたが、3点は大体共通だとおっしゃっているのですけれども、その3点以外はなかなか共通性がないのです。だから、皆、違うイメージを。これは最初に言ったように、都道府県の合併だと思っている人が多いのです。

でも、それは決してそうではないということで、今回のその道州制基本法案というものは、そのようなことも含めて、まず道州制というものはどのようなものになるのかということ、ある程度細かいところまで、今やった、その道州制国民会議という中で、絵を描いてもらおうと。それをもう1回見て、皆で、では、本当に道州制がどのようにできるのか、どのようにやっていけばいいのか、本当にオンにするのか、やめるのか、しっかりと議論しようという法律の構造にしているわけですから、まず共通認識を持てるためには、これはかなりいろいろなことを考えないと簡単ではない。

自民党ももう相当分厚いものを今まで作ってきたのでありますが、それでもなかなか、自民党の中だけでもイメージが合わないのです。だから、ここは、今度は公式の場所を作って、皆で「ああ、この人の知恵を借りて、道州制をやるときにはこんな形にしよう」ということをまず提案する。全体像を示す。それが大きな課題だと思います。

上崎解説委員 はい、分かりました。

寺田議員 初めのことからやらなければ。

上崎解説委員 はい。今日いらっしゃってくださった5人の政策担当者、政策責任者のかたがたの間では、少なくとも憲法改正を前提とするかどうかは別としても、道州制を推進すべきだという声が多数を占めたというように。

松浪議員 われわれも前提にはしていませんよ。

上崎解説委員 そうですか、はい。

寺田議員 「明日から禁煙、明日から禁煙」ということで、今まで全然道州制が決まっていけないのです。「明日から禁煙」では、「明日から道州制」ではだめなのです。今、始めなければだめなのです。それで文句が出るのです。

上崎解説委員 そうですね。基本法まではすんなり行くかもしれないのですけれども、自治法というものがなかなかハードルが高いのだろうと私も思います。

会場の皆さんは、どのようなご意見・ご感想を持たれたでしょうか。今日は聴衆の席にいらっしゃいます、知事・指定都市市長連合の副代表、佐賀県の古川知事に一言感想をお

願います。

古川知事 それでは、私から幾つか感想を申し上げます。全部でざくっと5、6点ありますので、手短にさせていただきます。

まず方向性としては、今コーディネーターのかたからおまとめがありましたように、民主党は別といたしまして、その他の政党は、大体方向性は共有できているのではないかと思います。そのいずれもが、国の事務を移譲して、それを担当するのが道州だということが基本になるということであったと思います。確かに、お話にもありましたように、合併というのは横の再編でありまして、合併をしたからといって特に権限が強化される、事務が増えるということではございません。

一方で、私たちが目指している道州制というものは、縦の再編であります。先ほど、これまで例がないのではないかとということもおっしゃってございましたけれども、私は沖縄県で勤務しておりましたので、かつて琉球政府と米軍による施政権のもとにあった沖縄は、復帰のときに、それを国と県でどう割り振るかという作業をやっております。今回規模は違いますけれども、一つの歴史的な事実としてはあったのではないかといったことを感想として思いました。

それと、法案の提出について、多くのかたから今国会の間に国会に提出しようという、強いコミットメントが得られたと思っております。とにかく法案を出して、議論のそ上に正式に上る。これだけでも、憲政史上、大きな一歩であると考えております。ぜひ、それを実現していただきたいし、いけるという気持ちを持たせていただきました。

三つめは道州制をめぐる議論で、私ども全国知事会で行っている議論についてのご紹介でございます。村井知事や私たちのように賛成の者もいれば、どちらかといえば反対というかたもいらっしゃいます。それはなぜかといえば、先ほど磯崎先生もおっしゃいましたけれども、道州制についてのイメージが同じではないからでございます。これをもって、ある人は「道州異夢」という言葉で表現されたかたもいらっしゃいましたけれども、まさに悪い道州制と、いい道州制がある。これから道州制をやるに当たっては、ぜひともいい道州制を実現していただきたいと思っておりますし、くれぐれも国家による地域の分割ということにならないようにしていただければと思っております。

あと、2点ぐらいの感想でございますけれども、消費税をどうするかという議論の中で、これをやはり社会保障のためにも国が持つべき、あるいは地方が持つべきという議論が行われておりました。感想で申し上げます、私ども佐賀県は、九州知事会、そして九州地域戦略会議の中で、道州制の検討の事務局を命ぜられておまして、さまざまな検討をしましたが、九州モデルの中でも、やはり消費税については基本的に道州の財源という位置づけをいたしました。

むろんその場合には、国の財源をどうするかということも一つ課題になっていくのでありますけれども、そのときに私どもが思っていたのは、社会保障財源の一部であります。

例えば現実的には、国保の保険料や介護保険の保険料というものは、現実に市町村単位で決められておまして、市町村によって違います。佐賀県の場合は、介護保険は広域でやっておりますので広域連合単位ではあるのですけれども、すでに給付に応じて保険料が違うということを住民は知っております。こうしたことを考えたときに、今1億2,000万人の人たちにとって、同じ税率で給付のイメージをしろというと、なかなか難しいという要素もあるのではないかとということを私どもは考えました。

よく、北欧が、消費税率や付加価値税率が極めて高いのに、それに住民が文句を言っていないのは、一つは透明性の問題。そしてもう一つは、それが自分たちに返ってくるとイメージしやすいということがよくいわれます。北欧の中で一番人口の多い国はスウェーデンですが、たしか900万人ぐらいだったと思います。ノルウェーも、フィンランドも、400万人ぐらいの国でありまして、それぐらいの単位であれば、住民が税を払うときに、自分に具体的に返ってくるということをイメージしやすいということがあるのではないかと。あるとするならば、これから確かに消費税は10%では足りません。それを上げていくときにも、それが自分たちに返ってくるということを現実を感じていただくためにも、その単位というのは道州ぐらいの方がいいのではないかと、私どもでは道州に消費税をということで位置づけをさせていただきました。

それに対して納得するためには、その透明性が必要になってきます。今日は時間の関係で出ませんでしたが、一つは住民参加ということについても、どのように保障していくのかということが必要になるかと思えます。この新しい道州制のもとでは、基礎自治体に多くの権限が、まずは持たれていきます。この基礎的自治体は間違いなく、住民参加や、その住民が主体となったような監査請求や、そのようなチェックの制度というものがきちんと保障されていると思います。私どもが今、広域連合を作ろうとしているときにも、そこは住民参加を必ず入れるようにしておりますけれども、この住民参加ということと、もう一つ、先ほど来首長の話しか出ておりませんが、この道州にも新しい基礎的自治体の議会がありますし、できていくことになります。この議会の役割がさらに大きくなるということをごさいます、こうしたものと相まって道州ができていくということ、また次の機会があれば、ぜひ、そのような住民参加や議会の在り方についても、ご議論をいただければありがたいと思いました。

最後になりますが、先ほど寺田先生の方から、本当にいつやるのかというお話がありました。はやりの言葉でいけば「今でしょ」ということなのかということ、感想で思ったことをごさいます。以上でございます。

上崎解説委員 はい、ありがとうございました。

では、続いて、川崎の阿部市長、ご感想をお願いします。

阿部市長 はい。川崎市の阿部でございます。政令市では、特別自治市構想、あるいは大

阪都構想、新潟州構想、あるいは九州で政令市どうしが協力してというような、そのような構想があります。いずれにしても政令市において、地域社会における問題解決や、あるいは政策実現を一元的に担当したほうが、効率的に、しかも効果的にできるというようなことで、一元的にやっ払いこうということで、このような新たな大都市制度を提言しているわけでございます。

いずれにしても、政令市ぐらいの単位で都道府県が担っている権限を引き取って、地域社会の問題を解決するということになりますと、都道府県の政令市以外の部分がどうなるかという問題が出てまいりますし、同時に、都道府県の大体主要な部分が政令市の区域に入りますので、従って、現在の都道府県の機能は著しく減ってしまうということで、存在意義そのものがなくなってしまう。このようなことから、道州制という考え方が出てくるわけでございます。

実は政令市の市長会、あるいは仲間うちの研究会では、道州制そのものについてはあまり深い議論をしておりません。しかし、自然の流れとして、基礎自治体強化ということで政令市の権限強化をし、一元的解決なってくると、行き着く先は都道府県がなくなって道州制と、このような形で道州制に賛成でございます。現在、この連合に参加している政令市の市長が15ありますけれども、それが五つあるのですが、それぞれいろいろな事情を抱えていて、ここに名を連ねていないということでして、基本的には賛成になっているわけでございます。これが第1点でございます。

それから、国の在り方、そして今回も非常に素晴らしい議論をしていただいたと思っっているのですけれども、明治以来の都道府県の仕組みがいまだに変わっていないということで、130年以上たっているわけです。終戦直後に制度が少し変わったけれども、そのあとの経済発展に対応するような形になっていない。

そのような中で、昭和の終わりから平成の初めの頃に、地方分権改革論があった。これは東京一極集中が問題になって、国際的にも経済的な視野が大きくなったにもかかわらず、国際社会での日本の存在感が低いということが一つ。国は国際関係をどうするかということが大きな議題になりました。それから同時に、国は豊かだけれども、国民は豊かさを実感していない。このようなことから、国は国際関係重視、そして地域社会のことは地方自治体に任せて、そして住民が正面に出て、自分たちの幸せを地域社会で実現していこうと。それによって自分たちの幸せ、経済大国になった中での幸せを実現していこうと、このような形で地方分権論が始まったわけです。その当時、まだ道州制論についてはあまり進んでいなかったのですけれども、地方分権一括法ができて、そして曲がりなりにも地方分権が進んできた。このような歴史をたどっております。

そのような意味では、その流れの中で、あの当時議論された、国は国際関係を重視し、地域社会はもう少し広域的に、道州制でもって地域社会の問題を独自に解決していこうという話を、これだけ多くの政党の皆様がたに推し進めていただくようになったということは、私は素晴らしい前進だと、そのような具合に思っておりますし、日本の明治以来の国

づくりが一步進んで、これからの国際社会でのプレゼンスの多い、そのような日本になる一步である、そのように思っているところでございます。そのような意味での基本的な大枠について、日本の将来について、各政党で議論していただいて、大きな方向で意見の一致を見て、ぜひ進めていただきたいと思えます。

それから道州制については、先般、民主党政権のときに、地方出先機関は全面廃止ということで、これを、地方出先機関の権限をどこに移譲しようかというときに、広域連合が出てまいりました。しかし、その広域連合については、全国市長会の中でも反対がたくさん出てまいりました。これはどうしてかといいますと、広域連合では自分たちの意見がどれだけ反映されるか分からないということと、それから、広域連合ではしっかりした役所の体制ができない中で、果たして責任を持って、災害対策など、そのようなことを市町村が望むような形で進められるのかと、これはとても疑問だと。このようなことから、広域連合ではだめだという話があったわけです。

そのとき私も出席しておりまして、肝心なことは、やはりしっかりした広域団体を作って、そこに地方出先機関を全面的に移譲していけば対応ができると。だから、そうすると、道州制以外にないという形で私も判断いたしまして、この道州制連合について参加している次第でございます。ですから、地方出先機関の全面廃止で、国を国際関係等に純化して、国内のことはできるだけ地域社会にお任せするという流れが、やはり道州制を核にして進むという具合に思えますので、ぜひ進めていっていただきたいと思えます。

それから、政令市が一括して地域社会の問題を解決するというときに、政令市以外の都道府県内の市町村部分、これについてはいろいろなやり方があると思うのです。

一つは、大阪都構想のように、大阪都が、大阪市の部分については従来のお阪市が中心になるにしても、要するに大阪都の部分が大阪市と一体になって、周辺の市町村分について、例えば広域消防や広域ごみ処理など、そのようなことを担うという形で、市町村の仕事についても部分的には直轄でやると、そのような方式があろうかと思えます。

それから、横浜市が、道州制も突き抜けた形の特別広域団体を作りたいと、このように言っているわけですがけれども、そうなると、神奈川県内の政令市外の部分については、県の機能を残しながら、広域消防や広域ごみ処理については市町村を補完するという形がありうると思うのです。その辺の整理のしかたが非常に難しいと思うのです。しかし、それは技術的な問題がありますので、ぜひ議論をしていただいて、幾つかその選択肢があると思えますので、できるようにしていただければと思えます。

それから、道州制を進めるとき、東京都の部分はどうするかという、東京 23 区なのですからけれども、先ほどの大阪都構想のときは、東京 23 区の一部が旧来のお阪市で、お金がじゃぶじゃぶ東京都の場合にはありますので、他の地域を、23 区以外のところを面倒見て、お金が余って余ってしょうがないぐらいになるというような状態でありまして、23 区については、場合によっては道州の枠の外に置いて、国の直轄で、ある程度国で税収を吸い上げて、そして地方自治体として必要な部分についてきちんと財源手当てをすると、このよう

な形ではないかと思うのです。

特別法人税のような形で、地方交付税制度をちょこちょこいじったような、そのようなそくなやり方というのはとても残念です。そのような形ではなくて、国家の枠組みとして、きちんと整理していただきたいと、そのように思います。

以上でございます。どうもありがとうございます。ぜひ、進めていただきたいと思いません。

上崎解説委員 はい、ありがとうございます。予定された時間が来たようですので、マイクを司会者にお返しします。

司会 各党の参加者の皆様、ありがとうございます。それでは、ご降壇願います。

それでは、最後に、道州制推進知事・指定都市市長連合副代表の阿部孝夫川崎市長から、閉会挨拶をちょうだいいたします。阿部市長、よろしく願いいたします。

阿部市長 今日は、道州制知事・政令指定都市市長連合主催によりますこのフォーラムに、大勢の皆様がたにご参加いただきまして、まことにありがとうございます。また、パネルディスカッションをしていただいた議員の皆様がた、本当にありがとうございます。本当に心強く思った次第でございまして、地方分権から国の構造、あるいは在り方について、ここまで議論が進んで、各党を代表して来られた先生がたが積極的に発言をしてくださったということ、本当に心強く思っております。これからもまだまだ課題はあろうかと思えますけれども、ぜひ、明治以来、百何十年間変わらなかった枠組みを大きく変えて、新しい時代の日本にする足掛かりを作っていただきたいと思えます。

そのような意味では、道州制基本法をできるだけ早く成立させて、そして国民会議を立ち上げていただいて、具体的な内容について今後審議していただいて、国民が納得するような形で前進させていただければ大変ありがたいと思っております。そのような意味で、私どもはわずかな力ではありますが、このような取り組みを進めてきて、本当によかったと思っている次第でございます。

改めて、パネルディスカッションに参加してくださった皆様、また各政党でそれぞれ頑張ってくださっている皆様、たに感謝を申し上げ、今回ご参加いただいた皆様、たのご活躍を祈念して、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

(以上)